

デゾワーク法におけるクラスアクション

09/04/24 内閣府 一橋大学教授 上原 敏 夫

- 1 クラスアクションに関する法律の規定  
Administration of Justice Actの23章で規定 (§ 254a～§ 254k)  
2007年 2月28日成立 2008年 1月 1日施行
- 2 要件 (254a, 254b)  
複数の者に共通する請求であること  
請求の審理のためにクラスアクションが最良の方法であること  
クラスのメンバーが特定可能で、訴訟手続につき適切な方法で通知が可能であり、  
クラスの代表者の選任が可能であること。

- 3 代表原告 (254c)  
クラスメンバーに属する者  
団体 (訴訟がその団体の目的に合致する場合)  
法律に定めた公的機関 (消費者オンブズマン cf. 市場法28条2項、金融取引法348条  
1項、投資団体法120条1項、証券取引法3条3項)

※opt-out型の場合は、上記の公的機関に限る。

- 4 裁判所による代表原告の指名及びクラスアクションの認可 (254e)  
原則はopt-in型  
例外としてのopt-out型  
少額請求のため個別訴訟が期待できないことが明らかであり、opt-inの手続では  
請求の審理が適切に行えない場合  
※立法理由書では、少額とは1人当り2000クローネ以下の請求をいうとされる。

代表原告の変更 (裁判所の職権、又はopt-inした者の過半数が求めた場合)

認可決定に対しては、上訴が提起できる。上訴が提起されず、本案の審理が開始され  
た後は、認可を争うことはできない。

- 5 通知等の手続 (254d)  
クラスの範囲の決定  
メンバーへの通知 —— 裁判所が書式と内容を決定し、代表原告に通知を命ずる。  
費用は (当初は) 代表原告が支払う。  
通知の方式 —— 個別通知若しくは宣伝・公告又は両者の併用  
通知はメンバーの大多数 (by far the majority) がクラスアクションの係属及び

opt-in又はopt-outの可能性を知ることができるような方法でなければならぬ。個別通知が可能であり不相当な費用がかからない限りは、個別通知によるべきである。しかし、一般的な宣伝・公告が要件を充たさないとはいえない。

opt-in又はopt-outの期限の設定

いずれにせよ、第一審でしかできない。

## 6 手続の費用 (含む 相当額の弁護士報酬)

### (1) 担保

裁判所は代表原告に訴訟費用の担保の提供を命ずることができる。

代表原告に担保提供を命ずる場合、opt-inのときは、さらに参加するメンバーにも担保提供を命ずることができる。ただし、権利保護保険に加入している場合又は法律扶助が与えられる場合は担保提供の義務を負わない。

opt-out型の場合は、opt-outしなかったメンバーに訴訟費用の担保の提供を命ずることができない。

### (2) 原告敗訴の場合の費用負担

代表原告及びopt-inしたメンバーは訴訟費用の負担を命ぜられるが、メンバーの負担は担保の額を上限とする。

opt-out型の場合は、opt-outしなかった者も含めて、被告に対しても、代表原告に対しても、訴訟費用の支払を命ぜられることはない。

## 7 opt-inした (opt outしなかった) メンバーの手続上の地位

メンバーは、訴訟の当事者ではないが、判決効を受ける。

代表原告による訴えの取下げは、メンバーに通知される (254g)。

この場合、メンバーは、4週間以内に当事者として参加し、個人の訴訟として訴訟手続を続行することができる。

代表原告による和解は裁判所の認可により効力を生ずる (254h)。

## 8 判決

opt-inした (opt outしなかった) メンバー全員との関係で被告の責任 (違法行為の存在及び支払義務) について審理判断する。メンバーの個々の請求権につき審理・判断するものではない。

クラスアクションの判決が確定後に、個々のメンバーは被告に対して個別的に支払を求めることになる。代表原告が全員のために支払を求めるわけではない (したがって、賠償金の分配をめぐる問題は存在しない)。

## 9 控訴 (254j, 254k)

代表原告による控訴

この場合、控訴審の手続にもクラスアクションの規律が適用される。

#### 被告による控訴

この場合、控訴審はクラスアクションの規律に従い審理される。代表原告が被控訴人となる。メンバーによる控訴（代表原告、被告どちらも控訴しなかった場合）この場合、控訴審は個別訴訟として行われる。

#### 10 実績

2008年9月の時点で、提訴は1件 (Trelleborg銀行事件)

大銀行による小銀行の吸収合併につき、買取額を不満とする少数株主が適正な買取額との差額を支払を請求した事件

代表原告が提訴のための組織を作り、15000人の株主のうち4200人がそれに参加。

この組織をクラスとして、訴えを提起。

公益に関わる重要な問題を含む事件であるので、このメンバーの賛力とは関係なく法律扶助が与えられた。